

# 平成28年度 第2回佐久市国民健康保険運営協議会 概要

## 1 国保税率等の改定に係る諮問

健全な国保財政運営を図るため、市長より、佐久市国民健康保険運営協議会に対し、平成29年度からの国保税率等の改定について諮問がなされました。

## 2 財政収支の推計について

今後の平均被保険者数の推計や、被保険者一人当たりの保険給付費の推計などをもとに、佐久市国民健康保険財政の収支推計を事務局より説明しました。

◎佐久市国保財政の推計(財政健全化計画期間中)

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	H31	H32	累計
単年度実質収支額※:①	△ 181	△ 302	△ 396	△ 491	△ 573	△ 1,943
基準外繰入金:②	256	260	211	40	26	793
計 (①+②)	75	△ 42	△ 185	△ 451	△ 547	△ 1,150

※単年度実質収支額とは、歳入総額から財産収入、基準外の繰入金及び借入金、繰越金を控除し、歳出総額から基金積立金を控除した後に歳入歳出を差引して算出された額です。

## 3 国保税率等改定に係る改定期期及び改定額案について

下記3つの点を前提とし、「財政健全化計画」期間末までに、トータル収支を均衡させる以下の2つの案について協議を行い、案1を中心に協議を進めることが決定しました。

また、国保税は「医療費等分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3つから構成されているため、それぞれの項目で収支を均衡させる必要があります。

介護納付金分について、歳入に見合う歳入の確保ができないことが見込まれているため、歳入不足見込額により平成29年度の改定を行うこととし、不足する介護分全額を財政健全化計画中に増額する案と、不足する介護分の1/2程度の増額をし、段階的に収支の均衡をとる案を提示しました。

介護分を課税される方(40歳から64歳)とその他の方の負担を考慮した結果、介護分の改定額は、不足する介護分の1/2程度とする方向で協議をすることが決定しました。

- ① 単年度実質収支額は、歳入に一般会計からの基準外の繰入金を含めて算出する。
- ② 国保事業基金は、突発的な保険給付の増加や想定外の収入減等への対応のために取り崩すものとし、過去の反省も踏まえ、税率等の上昇を抑えるための取り崩しは行わない。
- ③ 国保財政の県移管に係る「標準税率」の提示が平成30年1月以降の予定となり、平成30年度に税率改定等の十分な協議時間が確保できないことが予想されるため、税率見直しは平成31年度において行う。

### (案1)平成32年度までに借入金(1億9千万円)を返還する案

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	※H31	H32	累計
増収額		227		237		
増収額(累計)	0	227	222	455	449	1,353

平成29年度の増収額に係る改定率は「1人当たり11.1%増」、「1世帯当たり9.0%増」

### (案2)平成32年度までに借入金(1億9千万円)を返還しない(先送り)案

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	※H31	H32	累計
増収額		202		207		
増収額(累計)	0	202	197	401	395	1,195

平成29年度の増収額に係る改定率は「1人当たり9.8%増」、「1世帯当たり7.7%増」

※平成29年度の税率等見直しを行うための現時点での推計であり、平成31年度の改定額及び増収額を確定するものではありません。